

第346回千葉市開発審査会議事要旨

1 日 時：令和8年6月26日（金）午後3時00分～午後4時15分

2 場 所：千葉市役所本庁舎高層棟3階 L会議室303

3 出席者

（1）委員：岡田知也委員、有賀敏典委員、大賀紀代子委員、松浦健治郎委員

（2）行政庁職員：秋葉建築部長、竹田宅地課長、藤田審査第一班主任査、田中審査第二班主任査、
竹内企画調査班主任査

（3）事務局職員：前田建築管理課長、富士計画調整班主任査、松竹計画調整班技師

4 議 題

（1）審査案件審議

ア 議案第1号 開発行為の許可について

（立地基準）都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第8

「インターチェンジの周辺における流通業務施設等の建築

【3特定流通業務施設】」に該当

イ 議案第2号 開発行為の許可について

（立地基準）令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第8

「インターチェンジの周辺における流通業務施設等の建築

【2流通業務等の事務所・倉庫】」に該当

ウ 議案第3号 開発行為の許可について

（立地基準）令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第14

「建築物の用途変更」に該当

エ 議案第4号 開発行為の許可について

（立地基準）令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第15

「線引きの日前に建築物の建築を目的として造成に着手したと

認められる土地等における専用住宅の建築」に該当

オ 議案第5号 開発行為の許可について

（立地基準）令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第17「社会福祉施設の建築」に該当

（2）その他

ア 次回の開発審査会について

5 議事の概要

(1) 審査案件審議

- ア 議案第1号 開発行為の許可について
本件は許可相当とすることに決定した。
- イ 議案第2号 開発行為の許可について
本件は許可相当とすることに決定した。
- ウ 議案第3号 開発行為の許可について
本件は許可相当とすることに決定した。
- エ 議案第4号 開発行為の許可について
本件は許可相当とすることに決定した。
- オ 議案第5号 開発行為の許可について
本件は許可相当とすることに決定した。

(2) その他

- ア 次回の開発審査会について
次回の開発審査会の開催日は令和8年7月24日（金）と決定した。